

第二十二回国会 衆議院

商工委員会中小企業に関する小委員会会議録第四号

昭和三十年七月七日(木曜日) 午後一時五十八分開議

出席小委員

- 小委員長 永井勝次郎君
- 菅野和太郎君
- 野田 武夫君
- 田中 武夫君
- 菊地養之輔君
- 出席政府委員 松平 忠久君
- 通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 秋山 武夫君

小委員外の出席者

- 議員 秋田 大助君
- 議員 小笠 公留君
- 議員 笹木 一雄君
- 議員 首藤 新八君
- 議員 山手 満男君
- 議員 加藤 清二君
- 議員 片島 港君
- 議員 帆足 計君
- 議員 坂根 哲夫君
- 議員 吉田 仁風君

- 参考人(日本タール調整組合) 矢野 喜八君
- 参考人(日本タール調整組合) 小沢 了君
- 参考人(日本タール調整組合) 吉竹 博愛君
- 参考人(日本タール調整組合) 野沢 久雄君
- 参考人(日本タール調整組合) 野沢 久雄君

参考人(日本輸出入向絹織物調整組合連合会専務理事) 丸山 清君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 境野 武夫君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 谷崎 明君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 越田 清七君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 野田 武夫君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 野田 武夫君

参考人(群馬県絹織物調整組合) 野田 武夫君

六月二十八日

松平忠久君同月二十日委員辞任につき、委員長の指名で小委員に補欠選任された。

七月四日

森山欽司君六月七日委員辞任につき、委員長の指名で小委員に補欠選任された。

同月七日

八木昇君同日委員辞任につき、委員長の指名で小委員に補欠選任された。

本日の会議に付した案件

中小企業安定法の一部を改正する法律案について参考人より意見聴取

○永井小委員長 これより会議を開きます。

本日は中小企業安定法の一部を改正する法律案について、御出席の参考人各位より御意見を伺うことにいたします。

御出席の参考人は、矢野喜八君、小沢了君、吉竹博愛君、野沢久雄君、丸山清君、境野武夫君、以上六名の方であります。

参考人の方々には、御多用中のごとく、本小委員会に御出席下さいまして、厚く御礼を申し上げます。

今日中小企業は幾多の困難な諸問題に当り、深刻な様相を呈しております。本委員会は問題解決のため鋭意調査検討を続けて参りましたが、今回その打開のための一方策として、中小企業安定法の一部改正案が提案されたものと存じます。本改正案は、過度の競争を除去し、いわゆる不況要件を緩和するとともに、輸出貿易振興のために適用し得るよう改正しようとするものであります。本案について直接調整組合の事業に携わっておられる方から忌憚のない御意見を承りたいと存じます。御意見御開陳の時間は別に制限いたすわけでありませんが、お一人お一人おむね十分程度とし、その順序は勝手ながら小委員長におまかせを願いたいと存じます。なお、御意見御開陳の後小委員の側から種々質疑もあろうかと存じますので、お含みの上お願いたします。

それでは最初に矢野喜八君よりお願いいたします。矢野参考人。

○矢野参考人 日本タール調整組合連合会の現状におきます状態を申し上げます。皆さんの御風力にあずかりたいと存じます。

わがタール業界は関係方面の御指導と御援助により、昨年四月初の中小企業安定法第二十九条の適用を受けまして、タール製造業生産設備制限規則が公布せられ、保有設備の登録を行うとともに、続いて六月には未登録タール織機設置制限規則が制定せられ、ここに初めて設備の新規増加に終止符が打たれ、自後における生産調整の基礎が確立されたのであります。しかしながら第二十九条の発動申し出以来、設備制限の公布までに相当長期の日時を経過したため、その間増設が行われ、現有設備は戦前の最高時昭和十八年の一万八千五百台をはるかに凌駕いたしました。約四一〇増の一万五千五百台となり、深刻な設備過剰に苦慮している次第であります。これに加えまして、二十八年末よりデフレ政策により、金融引き締めにより資金は逼迫し、二十九年三月以来有力タール間屋が相次いで整理に入り、生産者も約五億円のしわ寄せをこうむって、連鎖倒産あるいは企業の縮小、休業等様相は悪化の一途をたどり、このまま推移いたしましたれば業界は崩壊のほかなき状態に立ち至つたのであります。

ここにおきまして、従来より実施しておりました三割生産調整をさらに強化いたしました。二十九八年八月より四割といたしまして、織機の封緘制と生産数量の割当制を施行しました。しかし封緘制も不要期においては確実に実行されましたが、需要期においては完全実施は困難なる実情にありまして、よって業界は根本的対策といたしまして、過剰設備の徹底的整理を決定し、関係官庁、金融機関の支援のもとに、次の三点を実行に移したのであります。一、応こころわれわれ業界の設備を参考に申し上げますと、昭和十八年の四月には企業者数が二百九十七名で一万八千五百台、それから二十一年の八月、終戦直後でありましたが、九十九名で四千六百七十七台、二十五年の九月が二百六十八名で六千三百六十八台、二十七年の三月三百八十九名に對しまして一万七千六百七十七台、二十七年の八月四百二十五名に對しまして一万一千五百九十五台、二十七年十二月四百八十四名に對しまして、一万三千四百四十四台、二十九年の六月、これは設備制限公布によります登録台数であります。が、六百三十名、一万五千五百六十六台、三十年五月に六百六十六名で一万五千五百八十四台であります。これが規則公布後の猶予期間中の増加でありますのでこれだけになったわけでありまして、そこでその間におきましても、大阪タール調整組合の組合員数が三百二十三名で六千六百九十九台、今治中四國であります。これは百五十二名で五千二百七十三台、中部が九十五名で二千五百五十台、九州が久留米市であります。百十二名で、六百一十台で、この四組合の組合員が五百八十二名で一万五千三百二十台でございます。非組合員が三十四名ありましてこれが五百五十二台になっております。ところがこれは織機の六月五日の調査でございます。大阪タール調整組合が四十五工場脱落者、倒産者であります。それが四

百四十三台、中四国が九工場で二百七十一台、中部が十四工場で二百五十六台、九州が二工場で四十一台、合計七十名の脱落者で、台数が一千十一台というものが、このベニツクのために倒産の憂き目にあつたわけでありませう。でありますために、四割を封鎖いたしましたも時間延長のために増産を行ううきらいがありますので、設備の補充のたな上げと、それから生産の制限、規制をいたしまして、内地の額額の安定をはかつていただき、それにつきましては安定をはかつて輸出方面に全力を上げていただくのが目的でありまして今度の生産制限を強力にお願いするゆゑんであります。

以上申し上げまして参考に願ひたいと思ひます。

○永井小委員長 次に日本輸出絹織物機械染色調整組合常務理事小沢了君。

○小沢参考人 私御指名にあずかりました小沢でございますが、実は本日のこの委員会に参考人としてまかり出ましたのは、御審議の安定法に關して何かいろいろ現場にいる者としての意見を徹する場合もあるという御趣意と存せられましたので、こちら側から一般的に概貌を申し上げるような仕組みはなかつたのであります。心がまえといつたしまして、実はただいまははだ唐突の間であつたのでございませうが、私も一同が安定法の改正をお願いしているものでございませうので、その観点からお願ひの筋をちよつと申し上げてみたいと思ひます。

申し上げるまでもなく二十七年に議員立法として安定法が生まれましてからたしか今日まで三回か、兩二回の

途中の改正があつたと思つてゐるのでございませうが、毎年々々この安定法のおかげで、組合を作つております業者としまして現在の法律では不十分であるといふことを考え、毎年々々お願いをしていふところの一つの流れが今度の国会でもお願いするように相なつたのであると思つております。

ところで關係している業界も非常に多いのでございませう、この業界の事情もいろいろ違つておりますので、大ぜいの願つております問題は、現在の改正法案となつておりますよりも相当範囲であつたのでございませうが、いわゆる最大公約数と申しますか、その範囲内でただいまの修正案が出たものと推測してゐるのでございませう。

従来からの關係から申し上げますと、いろいろの御批判もあるかと存するのでございませうが、そもそも安定法を設けられた御趣意から見まして、實際の運用面を考へて参りますと、行政面の方におきます事情もあつて、なかなか思ふようにならなかつたので、できるだけほんとうにこのういふ業態を救うために設けられたる法案であるならば、それをもう少し簡単に具現するように、何とかして改正していただきたいというものが、私ども一同の考へ方ではないかと、ひそかに考へておるわけでありませう。そういう次第でございませうので、個人的好みから申し上げませうならば、もつといふいろいろな点を考へられるのでございませうが、少くとも現在改正案として出されております法案は、すみやかに通過するよう御審議していただきたいということが要望の最大のものなのであります。一応これをもつ

て私の意見といたします。

○吉竹参考人 日本機寸調整組合東京事務所長であります。私は吉竹と申します。私の方のマッチの組合が、安定法に定められたきめ手であるところの二十九条の命令を、現在の法律に定められてゐる最高の限度において出していたら唯一の業界であるのであります。そのためこの組合の運営に當つておりますれば、常に安定法は中小企業の安定にかに役立つか、また中小企業の安定には、現在の安定法ではあるいは十分でないといふのか、そうした点の最もいいテスト・ケースとなるのだから、われわれは法の定める範囲内におきまして、できるだけ忠実にその調整を実施して今日に至つたのであります。それでよくお前の方はうまく行つてゐるかとお聞きするのであります。そのときに私はちよつとちよつとなくおかげさまでうまいつておられますと答えておるのであります。

うまいつてゐるといふことは相対的な意味でありまして、昭和二十七年の十月一日に調整組合を設立する前の状態と比べまして非常にうまいつてゐるといふことなのであります。しかしながら今日たゞいまの現状におきましては、まだ不審要期の間におきまして御参考におし上げますれば、マッチは一年のうち半分は非常によく売れて半分はよく売れない。需給の緩急が非常になほだしい品物であります。ちよつと今ごろから売れ出す品物でありまして、正月から今ごろまでは売れない。そうしたあとを受けましたために、現在はまたあのわれわれ業者が最も忌みきらうところの特売サー

ビス競争をやつてゐる次第でありませう。これでは最後の安定をしたとはいふ言ひ得ないんじやないかと思ひます。すでに調整を始めてから三年を経過して現状にあるのであります。ここに現在の安定法の中小企業の最後の振興策としては、あるいは欠けてゐる点があるんじゃないかといふことを考へるものであります。そのためにわれわれといつたしましてはできませんでしたならば中小企業等協同組合法の持つてゐる同志的な結合による振興安定対策をこの組合の長所と相取り入れまして、われわれの業界にその調整と並んで行うことができるようになりますならばと考へまして、與はこつたの修正案が取り上げられるといふことを承知いたしましたときに、そのことも加えて陳情した次第であります。しかしながらこのたびは、その問題が波及するところが非常に大きいといふことでございませう。改正案の中からは削られました。

しかしいつかのときにどうかこの点をお考え下さいまして、この安定法と中小企業等協同組合法の持つ両者の長所を取り入れたこの中小企業に対する根本的な振興策といふものを考へ下さることを切に希望するものでございませう。それではなせお前のところはお前が言うように一生懸命にやつておられるが、今日まだそうした一部に特売をやるというやうな現象が現われておられるのかと聞かれますならば、次のことが申し上げたいのであります。それは二十七年十月安定法が施行されました組合を作りますときのわれわれの業者は、組合員が八十六、アウトサイダーが六、合せて九十二であつたのであります。そしてその間に、生産と出荷の調整を組合の手で実施して参つたのであります。ところが、われわれがその組合の調整を始めると同時に、きめ手であるところの二十九条の発動を役所にお願いしたのであります。しかしながら、種々の事情もありましたし、また当時の臨時措置法の法文の書き方が当時のお役人ではなかなか踏み切れない、その業並びに關連産業の存立に重大な影響と、こつたか、ついに二十九条の命令は一年八カ月間発令されなかつたのであります。その間組合員は涙をのんで組合の調整に従ひましたが、アウトサイダーは、いずれはあの連中命令の発動を仰ぐに違ひない、今の間にかせげといふわけで、実績かせぎをやる新規業者が出たのであります。その数が、昭和二十九年五月の十日に二十九条第一項の命令の出るときには、さきのインサイド八十六が九十六に、アウトサイダーが二十になり、全業者の数としては二十四増加いたしました。しかも私の方になったのであります。しかも私の方の業種といたしましては、設備の關係が非常に簡単でありますために、設備をもつて割當をきめる根拠にするのに非常にむずかしい点があるのであります。ために、一方物品税を一応法的な機關を通す便利もありましたために、割當の基準をきめるには実績主義をとつたのであります。これはマッチの業界何十年間いろいろの何とてきておるのであります。だからアウトサイダーも新規業者も、いずれ実績主義をとるに違ひないといふので非常にかせいで、そうした今申し上げましたやうな

数字となつたのであります。幸い二十九年の五月に二十九条の命令の発動があり、十一月にはそれが履行命令に移行されましたが、その間にできました既成事実、組合といたしましてはいろいろな制約を設けることは、現在の協同組合法の精神にもとるといふ点もございまして、従来組合の調整に従つてきた正直な組合員と同じ取扱いをせざるを得ないという現状になつてきたのであります。ために全体の数字が非常に膨張して行く。そうして一たんこの膨張したものを、たゞ調整の命令が出たからといって非常に少く削るといふことはむずかしいのであります。また一方そうした競争のあとの疲弊が続いておりましたために、わずかに半年の不需要期にすら耐えられず、現状においてはまた特売が続いておる状態でありまして、ただ幸いなことに、ここに皆さんに喜んでいただきたいことは、この調整を始めた最初において、われわれが念願した国内の安定と同時に輸出の振興という点についていささか努力をいたしました結果、二十八年には一万六千トン、二十九年には一万六千七百トン、そして三十年は、すでに一月から五月までの間に一万六千トンの輸出を見ております。本年度のお役所に出しました輸出の目標は三万トンでございますが、この模様でございますと、おそらく目標を完全に突破できると考えております。これも調整組合ができる三年前の状態でありますならば、品質の点その他の点において、とうていここまで伸びてなかつたと考えまして、この安定法のおかげを非常にこうお喜びおることを、この法律の成立に過去三年非常な御努力を

いただきました代議士の皆さんにお礼を申し上げますと同時に、どうか今申し上げましたような点から、完璧な法律にしたいとお願いいたします。またそれと同時に法律で定められたものが、迅速に行政の面において実施されるようになることを特にお願いいたします。一応の意見を開陳させていただきます。

○永井小委員長 次は日本綿スフ織物工業連合会専務理事野沢久雄君。

○野沢参考人 野沢でございます。日本綿スフ織物業者の調整活動事務を担当しておる者でございます。

調整活動が始まりまして以来、それらの体験によりまして、さらにこの法律の完備を期する意味において、いろいろの改正についての希望を御陳情申し上げておつたのであります。今回幸いにもこのうち一部につきまして、御決定を見るような運びになりました。ことに衷心御礼を申し上げます。特にわれわれが強く懇望しておりました、品種の制限またはその品質の検査等について、調整組合が調整活動の中に入れていただいたということについては、私も綿スフ織物業界というものが、非常に広範囲な業界であります。その関係上、その具休の生産的制限、生産調整というものの実施を、やはりその種類別に行う必要があるために、どうしてもその品種別の検査なりあるいは品種の制限ということが必要であることを痛感しておりました。今回その趣旨に基く改正ができることについて、非常に喜んでおる次第でございます。

なおそれに付随いたしました、かねが御陳情申し上げておることであります。昭和三十二年七月七日

第一編第九号(附屬の四) 商工委員会中小企業に關する小委員会議録第四号

まするが、このような機会がめつたにないものでありますので、この機会にまた重ねてお願い申し上げておきたいと思ひます。

一つは、御承知のように綿織物業者、スフ織物業者というものが、非常に零細な業者が全国に約一万五、六千軒にわたつて分布されておるのであります。現在綿織物業界が非常に苦しい経済事情にありまします。この一万余軒の機屋が、更生の道をこの安定法によつて求めるということになります。どうしてもある程度業者の組織を強化する方向に持つていっていただく必要があるのじやないかと思ひます。現在の法律でも二十九条の生産命令あるいは設備の制限命令というふうな各項がございまして、私も私としては、こいねがわくばさらに進んで、組合の組織に頭制加入あるいはまた脱退の制限ということができ得るような方法を、一つ御研究願ひたい。

それからもう一つは、今のことにも関係するのであります。調整組合が、現在われわれのところでは二十九条の命令を実施しております。これに關する経費の面等のことになります。二十九条の命令が実施された場合における調整活動に要する費用は、全体の業者が全部で公平に負担できるといふふうな方法等も、一つあらためて御研究願ひたい、かように思ひます。

またさらに、業界の深刻なる程度が進んでいきますと、現在行なつておられます生産制限等もより強化しなければならぬ実情になつて参りますので、その場合にはどうしても資金的な裏づけを必要として参ります。それに関連いたしましては、現在の法律でもうすでに利子補給等の制度もございまして、これが予算化等についても、さらに一段の御支援のほどをお願いしたい、かように思つております。

またもう一つ、本法令に關連すること、現在輸出入取引法の改正の問題が出ています。輸出業者が輸出カルテルを作つてもよろしいという承知いたしておりますが、その輸出取引法の改正によりまして、輸出業者がカルテルを結成した場合におきましては、それに対応する生産業者の立場として、特に中小企業者の立場といたしまして、中小企業者の生産に關する組織の確立を、並行的に実施していただくということが必要でなからうかと思ひます。その方法の一つとして、輸出業者がそのカルテルを結成したる場合におきましては、それに対応する中小企業者の生産につきましては、現在のこの中小企業安定法の二十九条の生産制限を直ちに発令して、裏づけをしていただきたい。そうでないと、片一方の貿易業者は、大体において相当の資本を持つておる業者でありますので、中小企業でありますわれわれ生産業者が、現在より以上に不況な立場に追ひ込まれてしまふということになるので、直接本法令の内容とは関係がないのであります。法令の運用につきまして、かようにお願い申し上げます。

○永井小委員長 次は日本輸出向絹人絹織物調整組合連合会専務理事丸山清君。

○丸山参考人 私は日本輸出向絹人絹織物調整組合連合会の専務をしております丸山でございます。この機会をかりまして、かねがね御先方にはいろいろ御厄介な御座りしております。中小企業安定法の改正その他二十九条の発令等につきまして、深甚なる御考慮をいただいておりますことを、衷心から感謝しておるものであります。今回さらに第三回の、中小企業安定法の改正が行われたのでございまして、これは実はわれわれが諸先生方に要望した点でございますが、先ほど他の参考人からも申上げました通り、われわれのこの要望を一〇〇%取り上げられていないことを、はなはだ遺憾に思つております。しかし、事ほどさうに、この安定法の改正というものが、一挙に進まないということもわかるわけでございまして、今回改正されます範囲内において、一日も早く通過させていたがたいことを、われわれは念願しているわけでございまして。

特に今回の改正の要点とする点につきましては、われわれ絹人絹織物業界におきまして特に痛切に感じておるところでございます。これは御案内の通り、われわれが輸出向けの方の調整組合を作りましてから、直ちに生産設備の制限と同時に、その裏づけとなる設備の生産制限命令というものを御当局に申請したのでございまして、その間一年有余の間引っぱらばれたら、いろいろな懸念が出て参つたわけでございまして、のみならず、通産当局におかれましてはこれを引っぱらばれた一つの理由といたしましては、結局この中小企業安定法の目的というものが、さかのほつて、その目的が需給の均衡が著しく不均衡を生じます丸山でございます。この機会をかりまして、かねがね御先方にはいろいろ御厄介な御座りしております。中小企業安定法の改正その他二十九条の発令等につきまして、深甚なる御考慮をいただいておりますことを、衷心から感謝しておるものであります。今回さらに第三回の、中小企業安定法の改正が行われたのでございまして、これは実はわれわれが諸先生方に要望した点でございますが、先ほど他の参考人からも申上げました通り、われわれのこの要望を一〇〇%取り上げられていないことを、はなはだ遺憾に思つております。しかし、事ほどさうに、この安定法の改正というものが、一挙に進まないということもわかるわけでございまして、今回改正されます範囲内において、一日も早く通過させていたがたいことを、われわれは念願しているわけでございまして。

た場合にのみ限られておるのでござい
ますので、こういった中小企業安定法
の根本的な目的というものが、どろな
わ式の、不況になった場合に初めてや
られるというふうな点から考えます
と、結局われわれ中小企業者がとん
ばに、死ぬ間際になりましていかな
る特効薬を注入されましてもきかない
と同じような結果になっておるわけ
であります。従いましてこの目的その
ものを根本から変えていたかなければ
ならないのではないかとこのことをか
ねがね要望しておったわけでありま
す。すなわちそういうどろなわ式でな
くても、中小企業の真の安定をいね
がうという大きい目的というものを織
り込んでいただく、同時に輸出振興を
妨げるような、取引の不正とかある
いは輸出振興の大きいガンとなるよ
うな点が出てきた場合においてもこれ
をやつていただくというふうに、目的
ものを変えていただくと同時に、そ
の目的に沿って各中小企業の各条項を
変えていただくことをお願いし
たわけでありまして、今回その大目的が
変更されましたことを非常に喜ばしく
存じておる次第でございまして、従つて
その目的に沿って二十九条の命令の発
動要件というものを、もつと今後広範
面に運用方面でも考えていたかなけ
ればならないと考えるのでございま
す。もともとこの中小企業安定法は臨
時的処置法でございまして、恒久的な
考え方はなかつたのでございまして、
今回はつきり恒久的な考え方が目的
にも盛り込まれたということを非常に喜ん
でおる次第でございまして、

力によりまして、安定法がもちろんよ
り有利に改正されましたも、結局これ
を運用実施されるのは通産省御当局な
のでございまして、この機会におい
て通産省御当局の方々によくお願いし
ておきたい点があるわけでもございま
す。というところは幾ら安定法が改正さ
れまして、これを実施されます御當
局の方にその運用面においてある程度
まで踏み切つてやつていただかなけれ
ば、結局無意味に終つてしまつてとい
うことでもございまして、特に中小企業の実
態というものをよく把握願いますと同
時に、中小企業安定法の趣旨というも
のをよく御認識下さいまして、今後二
十九条発動その他の点につきましては、
役所関係の実施面において強力果敢
に、逡巡するところなく、おそれず一
つ出していただきたいというふうに、
私最後に特別にお願いするものでござい
ます。

以上で終ります。
○永井小委員長 次に群馬県綿スフ織
物調整合理事野武夫君。
○境野参事人 私はただいまの皆様方
がやつておられますところの絹人絹の調
整組合連合会であるとか、野沢さんの
綿スフの連合会であるとか、こういう
もの下について地方で調整組合をや
つておられるが、自分ほうで機を織
つておられるでございまして、こういうと
ころから中小企業安定法というものを
見ますと、今のままでいったならば、
こんなものなことをやつていられた
んじやとてかかなわないう感じを
持つのでございまして、
御存じのように上州の桐生というと
ころは、輸出織物をたくさん織つてお
りますが、北陸や何かで織つてお

すところの輸出織物とは全然違つてお
りまして、糸を先に染めまして、そう
してほとんどが紋織物でございまして、
こういう関係から、紋織物はジャガー
ドから縦糸を上げる装置をつけません
と織れません。それから紋紙を切らな
ければ織れないのでありますが、この
二つのものがちょうど織機の三分の一
の価格を現在とっております。こうい
う関係からこのいわゆるわれわれの方
の国で架物といいますが、架物の宿命
に追われまして、どうしても輸出競争
をしなればならないところへ追い込
まれておるのであります。この架物を
取りかえることは四万、五万というふ
うに金がかかりますから、どうしても
その架物のままで織つていきたい、こ
ういうことでございましてから貿易商店
にはたかれ、ベイヤーにはたかれ
て輸出競争をしておる、こういうこと
で、われわれの国で唯一に織つてお
りますところの西アフリカ向けの人絹の
紋マフラーがございまして、これを織つ
ておるところは桐生だけでございま
す。それから買う方は、これも西ア
フリカのナイジェリア、ゴールド・コー
スト、それからベルジャン・コンゴ、こ
の三カ所だけしか世界中でも買わない
のであります。こういうように、織つ
ておるところが一つであつて、買うと
ころが連続して三つである。三つとも
同じような場所にある。こういうもの
に對しましてどういふふうな競争が行
われて、これが値が下つて現在織れな
くなつてしまつたか。昭和の二十四年
のころには、一枚が百二十一円五十銭
で売れておりました。これは二尺四寸
四方ぐらいが一枚になつておるのであ
ります。そうして百二十一円五十銭の

中で糸の占める割合は二十六円二十五
銭でございまして、九十五円二十五銭
というものが工費と利益になつており
まして、それは現在一枚が四十五円
でしか売れません。しかも糸の占める
位置は、その当時に比べて上つており
まして三十一円を占めておりますの
で、工費並びに利益が十四円しかない
のです。しかもこれは買う方には非常
に利益があると思つて、輸出商社
が契約いたしますとすぐL.C.が参りま
す。このために非常に商社に喜ばれる
商品でございまして、年産百三十万ダ
ースは必ず毎年平均出しております。
こういう商品に對しまして、中小企業
安定法の二十九条をもし品種別に出
していただけると思つれば、これはわれ
れ最も安定するのじやないか、こうい
うふうに思つております。中小企業安
定法が二十九条を持つており、非常に
よいということは前々からわれわれ
も、われわれとともに働いておるとこ
ろの約二百名の機屋並びに機屋の職工
は考へております。ところが出て参り
ました中小企業安定法と二十九条の設
備制限規則というものを見てあせんと
せざるを得ないのでございまして。なせ
かという、全然これを調整するどこ
ろではないのでございまして、まるで
悪口を言えればかみいたいなものじや
ないかと私は思つております。こうい
う意味では戦争前の工業組合法の九
条、商業組合法の八条というもので
ら施行できなかった政府が、どうい
う私は二十九条なんというものはやれな
いのじやないかと思つていたのです
が、二十九条が出ました。出たところ
が一向にこれは何にもなつておりませ
んで、現在このマフラーは十四円しま
せんで、十一円になろうとして
ございまして、昨日も夜十二時まで
騒いで、そうしてあした議案へ行つて
お前言うんだつたら、せひ頼んで
い、何とかして品種別の調整をして
らなければわれわれは死んでしま
うんだ、しかも織るところが日本中
一つ、しかも輸入をする方も九五%ら
いは桐生の商品が入つておる、そう
いうものを買う方もわずかにベルジ
ア・コンゴとかナイジェリアとか、ゴ
ールド・コーストという、統いておるよ
うなところで買つてくれる、こういう
ものを安定法でもって現実に何とかし
てくれなければ生きていけない、それ
だから一つみんなうしろもつて応援
するからせひ頼んで、こう申して
おります。せひとも先生たちに頼ま
して、この安定法を生きた安定法に
していただきたい、そうしてこういふ最
もプリミティブな形で輸出ができる、し
かも生産から輸出につながつておると
いう典型的なものではないかと思われ
ますので、これに二十九条を有効に発
動させてもらひまして、これを救つて
いただきたい、このように考へて、せ
ひともお願いする次第でございまして、
これにつきましては先ほど野沢さんが
申しましたように、輸出入取引法も、
これははつきりすぐ出てくるもので
ございまして、これは見込みで織つてお
る者や何かでございまして、全部バイ
オーダーのものでございまして、
これにも輸出入取引法というものが先
ほど申したようにして當つてくる場合
には、中小企業の方が圧迫されてしま
う、生産部門が圧迫されてしまつて
う形が必ず起るんじやないか、こう思
いますのでせひともお願いいたしま

す。品種別の調整がすぐできるようなことにしたい。それからそのとめた場合に何とか動かすために資金の裏づけをしていただきたい。この二つをお願いいたします次第でございます。

○永井小委員長 これをもつて参考人の御意見の御開陳は終わりました。

質疑に入ります。通告がありますからこれを許します。

なおこの際小委員外の商工委員の方の御発言も随時これを許すことになりました。御了承願います。

なま政府側からは中小企業庁振興部長秋山政府委員が出席しております。山手満男君。

○山手満男君 境野さんにお尋ねしておきたいのですが、今お話のありましたマフラーの問題であります。あなたの所属しておられます絹人絹織物調整組合ですか、それはマフラーだけではなく、いろいろな織物を作っておくとお述べになりましたが、品種別に調整組合を作りましたか、その場合は私にお話ししてあります。その場合は私に任せます。今度輸出取引法の改正がされますが、輸出取引法による輸出組合が商社の届出によってカルテルを認められる。そうするとそれに見合うメーカーのカルテルを作ることの方が適切じゃないか。今お話のありました百万ダース余りの商品だけのために、絹、人絹は総合的にやるのであります。絹、人絹は総合的にやるのでありますからよろしくごさい。金然新規な、まだ調整組合の二十九条の問題なんか問題になっていないのかの組合が、ただ多くの品物の中の一つだけとらえて品種別の組合をこの法

律において作っていくことがいふのかどうか、私は多少疑問があるような気がする。ありますが、どういふふうにお考えでありますか。

○境野参考人 調整組合を品種別に作るのではないのでございまして、数量調整を品種別にしていただけると同時に、L Cの来るのが非常に早いため、注文をすぐとるのでございまして、その金を、いわゆる輸出保証手形でございまして、あれで商社がほとんど使ってしまうのでございまして。われわれの方で輸出保証手形のことについてお願いしたいと思うのは、話は非常にいいのでございまして、あれが連記制になっておいて、生産者と商社が押さなければあの輸出保証手形というものは成立しないことになっておるのでございまして、ところが商社は生産者に対して一応買つてやるんだということから白紙の手形を送つてよとして、全部割にをとおしてしまふんです。そういうふうになつておられますから、とても生産者があの輸出保証手形を使うということには、現在桐生においては一枚も使えないんです。そういう意味ですからぜひ一つ……

○山手満男君 野沢さんにお伺いをいたしますが、独禁法を緩和して輸出取引法を少しいじろうということが今問題になっておられます。今度の改正案からいいますと、貿易業者は届出によってカルテルを作ることになりまして、そうしますと、今お話がありましたように、メーカーの方が弱くなって押しよされるから、直ちにこの調整組合の二十九条の発動ができるようになってもらいたいというお話であります。そこでそのういふこともあろうかということ、われわれの方では調整組合のそういう措置とは別個に、輸出取引法に於いて輸出業者がカルテルの結成を認められなくなれば、メーカーにおいても同時にカルテルができるように皆さんの方でメーカーとしてそれにある意味で対抗するカルテルのことができるようにならうにしようではないかという議論が今持ち上つておるのであります。輸出組合法によるカルテルの問題と、それから安定法の皆さんの御希望との関連をどういふふうにお考えでございませうか、伺いたいと思つてます。

○野沢参考人 先ほど取引法の改正に伴つてそれに基づける輸出業者のカルテルに、それのための必要があり安定法による組織の方が望ましいのだから、このことを申し上げたわけですが、ただいま山手先生のお話のように、取引法によるカルテルの方法も考えられます。考えられますが、御案内のように、かりに生産業者が紡績業者等の場合においてはその頭数も制約されまして、そこで比較的迅速にカルテルを作ることもできようかと思つております。かれわれ中小企業者は、今さしあたりわれわれの方で考えられるのは、播州地区のお話もありましたが、播州地区の織維製品がその対象にならうかと思つております。その場合におきまして、播州地区でカルテルをもう一べん作り直すということでは時間的に相当大へんなことにならう、前々からわれわれとしては中小企業者の組織として、できれば協同組合組織、あるいは今回の調整組合組織、これらのものをなると

簡単にしていたらいいというものをかねがねお願い申し上げておつたのであります。同様な意味におきまして、またこの取引法のカルテルという組織が別にできるのだということになります。そうであるとしても大へんな中小企業者の組織がこんがらかつてどうなるか、どうなるかわからないので、輸出取引法の一部改正が提案されておられます。この法律によりまして、輸入品については現行法でも一種のカルテルができることになつております。それが不十分で、つまり機械とか、あるいは鉄鋼などはメーカーみずから輸出組合の中に入つておられます。ところが承りますと、繊維関係は大きなメーカーは輸出組合の中に入つておられ、繊維の輸出についての協定は、出入れば拘束を受けないといふような関係で、それは非常に困つて入るわけにもいかぬといふので、今度の法律改正で、一種の輸出に關係して、入らずに、しかも生産者が協定できる、組合規定とか、理事長とか専務とか何とかむすぶかしいことをやらすに、つまり隠れた、匿名的なカルテルができるようにしていただけるというのが、今度の法律の改正であります。

どうも認められた方がよからうという意見が多いようにありますが、もしもそういうことになりまして、調整組合とのバランスが一体どうなるか、中小企業集まりであるあなたの方との均衡問題については、皆さん方それぞれ調整組合の幹部であられるのですが、今度の法律改正に關係して、研究しておいでになるかどうか。もしもあの法律が通つたといたしますと、繊維関係ににつきましては、たとえば紡績会社にいたしましては別に輸出組合に入らなくても、いわずゆる輸出に關係する物価の国内取引について生産協定をすることができない。しかもこれは全部を網羅せず、大手筋の十社か十五社だけで、利子を払うわけでなく、出資をするわけでもなく、特定地域向けの物資に対してはその国内取引についてまで干渉し得る相当強固な組合ができるわけですね。そしてこの協定に違反した場合、取引法に基く罰則までもついておるといふことになりまして、そういうことになりまして、皆さん方の所属するいわゆる調整組合とのバランスは一体どうなるのか。しかもあなたの方が今作られておられるものは、輸出に關係したものであります。そうして中小企業の集まりには公取の同意だとか何とか委員会だとかかなかむすぶかしい問題がありまして、容易に窓口が開かないわけではあります。今度の輸出取引法ではそれが輸出に關係するといふことから、いわゆる大きな法律改正が行われておるのであります。そういう点についての皆さん方のふだんの研究なり、御意見を率直にここで述べたい、この法律改正についての

○南小委員長 南君。あなたでもう一つ御意見だけをお伺いしていただきたいのであります。また国会を通つていくわけではないのであります。輸出取引法の一部改正が提案されておられます。この法律によりまして、輸入品については現行法でも一種のカルテルができることになつておられます。それが不十分で、つまり機械とか、あるいは鉄鋼などはメーカーみずから輸出組合の中に入つておられます。ところが承りますと、繊維関係は大きなメーカーは輸出組合の中に入つておられ、繊維の輸出についての協定は、出入れば拘束を受けないといふような関係で、それは非常に困つて入るわけにもいかぬといふので、今度の法律改正で、一種の輸出に關係して、入らずに、しかも生産者が協定できる、組合規定とか、理事長とか専務とか何とかむすぶかしいことをやらすに、つまり隠れた、匿名的なカルテルができるようにしていただけるというのが、今度の法律の改正であります。

○山手満男君 野沢さんにお伺いをいたしますが、独禁法を緩和して輸出取引法を少しいじろうということが今問題になっておられます。今度の改正案からいいますと、貿易業者は届出によってカルテルを作ることになりまして、そうしますと、今お話がありましたように、メーカーの方が弱くなって押しよされるから、直ちにこの調整組合の二十九条の発動ができるようになってもらいたいというお話であります。そこでそのういふこともあろうかということ、われわれの方では調整組合のそういう措置とは別個に、輸出取引法に於いて輸出業者がカルテルの結成を認められなくなれば、メーカーにおいても同時にカルテルができるように皆さんの方でメーカーとしてそれにある意味で対抗するカルテルのことができるようにならうにしようではないかという議論が今持ち上つておるのであります。輸出組合法によるカルテルの問題と、それから安定法の皆さんの御希望との関連をどういふふうにお考えでございませうか、伺いたいと思つてます。

参考意見に承わっておきたいと思ひます。

○野沢参考人 先ほど山手先生に御返事申し上げたことが、大体私どもの予定なのであります。われわれ編関係、あるいはスフも同様であります。大体輸出なら輸出というものの実態の中心が大部分紡績でございます。紡績が、輸出業者からのオフナーによりましてやるとかやらぬとかが大体そこできましてしまうわけでございまして、われわれ中小企業者の活動する面は、今申し上げた紡績と輸出業者との間でございましたもの委託加工を愛ける場合、紡績の方から原綿を幾らで売るか、できたものをお前のところで幾らで作れ、こういう委託加工によって生産をするわけであります。それから一部先ほど申し上げました播州地区等の非常に手の込んだこまかい品物でございますが、これらのものは自分が直接輸出業者から注文を受けてやる、こういう二通りの行き方になるわけでございます。大体今度の取引法の改正につきましては、われわれも一応その相談の中に入っておたのであります。輸出業者だけでは輸出そのものの実態を運営するわけにはいかないで、どうしても生産業者とのうらはらでなければ円滑な輸出の行為ができない。従って輸出業者が協定をすると同時に、そのうらはらとなる生産業者にも協定を許してほしい、これが一般的な原則でございます。しかしながら先ほど申し上げましたように、われわれ中小企業の業界におきましては、いわゆる紡績の敷社の間であれば簡単にできるカルテルも、実際問題としてカルテルの結成ということが、機動的になかなか

行われたいとは思ひ、われわれとしては取引法の改正がよくなった場合におきましては、取引法のカルテルの形でなくて、先ほど申し上げましたように安定法の調整組合の調整活動の分野として、その輸出部門の組織と対抗していこう、こういうふうなつもりでございます。

○南小委員 私の間が半分しかわかっていないようですが、この間からいろいろ話を聞いてみますと、いわゆる輸出に關するメーカー協定と申しますものは、特定商社を指定することができるし、特定工場も指定することができるのだそうであります。そうしますと、そういうような規定がもしできた場合には、あなたの方と利害関係面において相当衝突する面が出てくるのではないかとこのことを私非常に心配しております。これは認可にかかっておりますから、いざそういうような場合には認可にならぬとか、あるいは輸出をするためには品質が非常に粗雑になる、だからほんとうにしっかりとした工場しか、染物屋にもやらぬし、機屋にも出さぬのだということになつても、私はこれには一つの理屈があると思ふ。そしてそういう場合における利害を調整いたしますことは私はまことにむづかしいことだと思ふが、この点どういうふうな考慮しておるか、これを参考のために秋山さんにお聞きしたいと思ひます。

○秋山政府委員 輸出入取引法の方の国会の御審議の様子を案はあまり詳しく承知いたしておりませんが、先ほど野沢参考人からもちよつと意見が出ておりましたが、私どもとしては

政府原案で大体矛盾もなく、いわば中小企業の間においてはどちらでもいけるといふふうに考えております。ただあの場合輸出入取引法は、御承知の通り協定という形でやる建前になっております。組合形式が許されておりますのは輸出業者であります。もちろん先ほどお話のようにメーカーも参加してある輸出組合もございすけれども、現在主として安定法に關係を持ちます業界では、実はメーカーの参加してある輸出組合というものは比較的少いわけでございます。これはやはり中小企業業の多いという特定の業界のまたそれだけの事情によるもので、従つて先ほど野沢参考人もお述べになりましたように、協定という形でまず第一に成立し得るかどうか、それからそれを守らせる場合に、組合形式によるよりも困難が多いのではないかとこのうらふに考えるわけですが、従ひまして、これは中小企業と一概に申しましていろいろの内容に差はございすから、あるいは協定によるもので十分ける、あるいはその方が都合がいいという業界もございすし、組合形式によつて、安定法の体系によつて調整組合を作つて、場合によつては二十九条まで発動して取締りを強くやっていくという方が実効がある場合もあるうかと思ひます。そういう意味において、今回安定法の改正案に、輸出入貿易を阻害しておる場合を取り上げたということには、私どもの念願がかなつたといううな印象を受けております。

○南小委員 政府当局としてはわかつたようにならぬような御答弁をされるのは無理ではないと思ひます。それは私どもも具体的な申し上げま

す。これは日本の現下の情勢から見ますと、それも仕方のないことだと思ふ。そこで紡績連合会加盟の大紡績のように比較的状態にあるものについて、私は比較的問題はないと思ふ。しかし必ずしもそういう業態ばかりでなく、特定物資を輸出するについて、自分の工場に能力が足らぬ。しかし他に、たとえば他の組合に出しても、組合全般の仕事といたしましては品質の方その他で非常に心配だといふようなことで、輸出に關する協定といたしまして、特定工場を一軒ないし二軒だけを指定するということも、生産者協定だつたらうと思ひます。しかもこれは大企業であり、比較的利潤追求の立場において私は容易に行われ得ると思ふの振興という見地だけで認可の対象になるものであり、そういうふうな簡単に認可されるものかどうか、これを一つ私は秋山さんにお聞きしたい。そういうような場合は認可せぬのだというならまた私はそういうふうな考えますが、そういう場合に認可するのだということになつてきますと、この調整組合の今後の運用の仕方というところについて特段に法律改正をもう少し高度にやつていかないと、中小企業は大企業に圧迫される。事輸出に藉口されて何でもできるということになつてしまふと、中小企業安定法も根本的に改訂する必要が出てくるのではないかと私は思ふのですから、秋山さん、あなたの個人的見解でもけっこうです、そういうような場合でも輸出ということを通産省はどんなに許す方針かどうか。もし許す方針なら、ここに小笠君もおりますから、一つ安定法を根本的に改正し

て中小企業だけの独占カルテルみたいなものをこしらえてやらなければならぬような事態も発生してくる。私は何も階級的にけんかさせざる腹でも何でもないが、法律的立場から見ても、輸入の大きな改正が行われるのでありますから、中小企業の方においては特別な考慮をしなければならぬ。そういう商社指定とか工場の指定まで事輸出に關係するのなら簡単にできるんだ、これがいわゆるメーカー協定の対象になるんだということだと、これはもうすぐ目先で大問題を起すのであります。非常にむづかしい問題であります。秋山振興部長の個人的見解でけっこうです。一つお聞きしておきたい。

○秋山政府委員 私、実は立場上輸出入取引法を直接あつたおるものではございせんので、公式な考え方を申し上げるのはいささかばかられるわけでありまして、まあ個人的見解で申し上げるわけでありまして、これは釈迦に説法になるかもしれませんが、輸出取引法と安定法といふものは、おそろいでござりました。動き方におきましては似たような、あるいはほとんど同一な動きをするかもしれないことは容易にわかるのであります。ただやや理屈づぼくになりませんが、突き詰めてみますと、本来の目的は違つたのであります。安定法の方は文字通り中小企業者の安定ということとがやはり究極のねらいでございまして、輸出入貿易の振興をうたつてはございす。けれども、これまた究極の目的は中小企業者の安定のためで、輸出入貿易の振興にも一種の制約を受けておるとも考えられるのであります。一方輸出入取引

法は、これは日本の現下の情勢から見ますと、それも仕方のないことだと思ふ。そこで紡績連合会加盟の大紡績のように比較的状態にあるものについて、私は比較的問題はないと思ふ。しかし必ずしもそういう業態ばかりでなく、特定物資を輸出するについて、自分の工場に能力が足らぬ。しかし他に、たとえば他の組合に出しても、組合全般の仕事といたしましては品質の方その他で非常に心配だといふようなことで、輸出に關する協定といたしまして、特定工場を一軒ないし二軒だけを指定するということも、生産者協定だつたらうと思ひます。しかもこれは大企業であり、比較的利潤追求の立場において私は容易に行われ得ると思ふの振興という見地だけで認可の対象になるものであり、そういうふうな簡単に認可されるものかどうか、これを一つ私は秋山さんにお聞きしたい。そういうような場合は認可せぬのだというならまた私はそういうふうな考えますが、そういう場合に認可するのだということになつてきますと、この調整組合の今後の運用の仕方というところについて特段に法律改正をもう少し高度にやつていかないと、中小企業は大企業に圧迫される。事輸出に藉口されて何でもできるということになつてしまふと、中小企業安定法も根本的に改訂する必要が出てくるのではないかと私は思ふのですから、秋山さん、あなたの個人的見解でもけっこうです、そういうような場合でも輸出ということを通産省はどんなに許す方針かどうか。もし許す方針なら、ここに小笠君もおりますから、一つ安定法を根本的に改正し

て中小企業だけの独占カルテルみたいなものをこしらえてやらなければならぬような事態も発生してくる。私は何も階級的にけんかさせざる腹でも何でもないが、法律的立場から見ても、輸入の大きな改正が行われるのでありますから、中小企業の方においては特別な考慮をしなければならぬ。そういう商社指定とか工場の指定まで事輸出に關係するのなら簡単にできるんだ、これがいわゆるメーカー協定の対象になるんだということだと、これはもうすぐ目先で大問題を起すのであります。非常にむづかしい問題であります。秋山振興部長の個人的見解でけっこうです。一つお聞きしておきたい。

法は、これは日本の現下の情勢から見ますと、それも仕方のないことだと思ふ。そこで紡績連合会加盟の大紡績のように比較的状態にあるものについて、私は比較的問題はないと思ふ。しかし必ずしもそういう業態ばかりでなく、特定物資を輸出するについて、自分の工場に能力が足らぬ。しかし他に、たとえば他の組合に出しても、組合全般の仕事といたしましては品質の方その他で非常に心配だといふようなことで、輸出に關する協定といたしまして、特定工場を一軒ないし二軒だけを指定するということも、生産者協定だつたらうと思ひます。しかもこれは大企業であり、比較的利潤追求の立場において私は容易に行われ得ると思ふの振興という見地だけで認可の対象になるものであり、そういうふうな簡単に認可されるものかどうか、これを一つ私は秋山さんにお聞きしたい。そういうような場合は認可せぬのだというならまた私はそういうふうな考えますが、そういう場合に認可するのだということになつてきますと、この調整組合の今後の運用の仕方というところについて特段に法律改正をもう少し高度にやつていかないと、中小企業は大企業に圧迫される。事輸出に藉口されて何でもできるということになつてしまふと、中小企業安定法も根本的に改訂する必要が出てくるのではないかと私は思ふのですから、秋山さん、あなたの個人的見解でもけっこうです、そういうような場合でも輸出ということを通産省はどんなに許す方針かどうか。もし許す方針なら、ここに小笠君もおりますから、一つ安定法を根本的に改正し

て中小企業だけの独占カルテルみたいなものをこしらえてやらなければならぬような事態も発生してくる。私は何も階級的にけんかさせざる腹でも何でもないが、法律的立場から見ても、輸入の大きな改正が行われるのでありますから、中小企業の方においては特別な考慮をしなければならぬ。そういう商社指定とか工場の指定まで事輸出に關係するのなら簡単にできるんだ、これがいわゆるメーカー協定の対象になるんだということだと、これはもうすぐ目先で大問題を起すのであります。非常にむづかしい問題であります。秋山振興部長の個人的見解でけっこうです。一つお聞きしておきたい。

法の方は、端的にいえば日本の外貨をふやすといいますが、貿易を振興するということがほとんど唯一の目的でございまして、結果としてこれが中小企業業の安定になる、あるいは大企業業の振興になるということもけっこうございまして、立脚自体としてはもう少し抽象的でありまして、従って発動の仕方がおきましても、時として差異が起ることもこれはやむを得ない場合があるかと存じます。もう一つ、御承知のように取引法の成案を得ますまでの過程におきましては、相当公正取引委員会あたりともむずかしい折衝も重ねられたと、さういふ聞いております。従いまして、ただいまどういふ場合を御想定かは私よくわかりませんが、これも、かりに極端な場合で、ある業界で窓口として一商社を指定したという場合がかりにあったとすれば、これはむしろ安定法とか取引法とかいう考え方の問題を離れまして、日本全体の公正取引といえますか、むしろ独禁法的な思想に立つてそのこと自体の可否を判断すべきではないだろうか。取引法がああいう改正が行われた、従ってこれは全面的に独禁法に精神的に反対するいかなる事態が起つても、独禁法は手が出せないというほどの考え方をすべきものではないというふうには私どもは理解をいたしております。もし取引法の運用の上において、中小企業業者のためにはなほ不利な点だということな事象が現実起るような場合には、これは私どもとして放置することは許されないのでありまして、中小企業庁設置法の中にもそういう場合には相当強力に発言し得るといふようなことは、理屈でございしますが、条文もござい

す。またそういうことはおそろしく世間的あるいは経済秩序というふうなことからいって、そのまま許されるということとは考えられないのではないかと。現在は放任状態で、窓口がばらばらになつておる、そして勝手な競争をするというところは、われわれの立場から見ても好ましくないわけではございしますが、さればといつてそれが行き過ぎて、ごく特定少数のものにいわば独占させるような形になつても、それが輸出振興だからということでは無条件に許されるということはいささか過ぎておる、その間のおすから常識的に調和し得る点があり得ると考へております。

○南小委員 秋山さんの個人的見解です。それでもけっこうですが、そうじゃありません。今までの説明を聞いてみますと、数量とか価格の調整では不十分だ、銘柄から、商社から一本に指定することが輸出振興に非常にいいから、そういうことが出来るために輸出取引法を改正する、そこで公取と正面衝突をして、公取の方は業務利益とかいろいろなことを考えるが、事輸出に關係するからやむを得ない、そういうものをいわれる協定の出来るよう、俗な言葉で言うところのカルテルが出来る、生産者協定が出来る、これを許すために今度の改正をやる。そんなことはあり得ないのだとあなたは言われるのですけれども、そのために今度の改正をする。いわゆる中小企業の立場における調整組合あたりとの均衡ということも、もうそれ以上あなたにお聞きすることはどうかと思ひますが、私たちはまことに考えなければならぬと思つておりますが、非常にむずかしい問題が今度起きてきてい

るといふことをあなたに一応御注意申し上げておるのです。そうじゃない、そういうものは許さないのだ、それも独禁法の考えだということではなく、そういうことをやらすために今度独禁法を押さへつけて取引法を改正しようというのです。だから中小企業安定法もつと生産調節も簡単にでき、価格の協定も簡単にできるように、事輸出に關係する限りにおいては法律を運用しなければなりませんし、またじやまをする規定があればそれも改正しなければならぬ時期に來ているのだ、私個人としてはさう考へております。そこで秋山さんに、あなたはどうかお考えになるかと聞いておるのです。今度の輸出取引法の一部改正というのは、平気で銘柄も指定できるし、一商社も指定できるし、一特定工場も指定できる、さうするために今度の改正をやるのであります。だから独禁法があればそんなことは当然できぬことはわかつている、しかし独禁法を改正しても衝突する、その独禁法の部門は今度は働かぬことにして、事輸出に關係する限りにおいては何でもできるようにしようじやないかというのが今度の改正なので、そのことまで踏み切つていって、中小企業安定法もそれら以上に改正をしてやる、事輸出に關係するにおいては、生産協定もさうです、価格の協定を思い切つて認めていかなければ、今度は中小企業の部門だけをいじめて、大企業の方は非常にルーズになつて、大企業の方は非常にルーズになつて、おそれが出てきて、容易ならぬむずかしい問題が起きてくるのだ、こういうことを私は心配しておる。幸いあなたは中小企業振興部門の最高の責

任者ですから、一つ中小企業安定法もあまりむずかしいことを言わずに、生産調節、価格の協定をほとんど許すように、しかしこれは輸出振興のことである、さういふふうにお考え願ひたい。さういふふうには今後はやつていられない、中小企業はほんとうにかわいそうだ。今では手を縛り、足を縛つて、わずかに息ができるような状態になつておりますが、一方輸出取引法の方は、今度の独禁法があればなまじがごとしというふうには、輸出さえすれば何でもやる。一つの商社でも何でもできる。もちろん恒久的にはありませんが、ある取引については勝手にできる。こういうことをするために今度の法律を改正する。それができぬということになつてくれば、今度の改正なんかやらなくてもいい。そこまで輸出取引法は、独禁法を排除してあります。今度は中小企業業の保護の面から考へても、輸出振興の面から考へても、従来と同じようなお考えでこの法律を運用されたりしては、非常に片手落ちになるおそれが出てくる。輸出に關係する場合の生産調節、価格の協定はいろいろむずかしい問題がありますが、日本の置かれた立場、あるいは中小企業の置かれた立場の将来の育成ということ、踏み切つていただくように、ぜひともお願ひしたい。繊維局あたりは、なかなかむずかしい考へを持っていらっしゃる方、ここにお見えになつていらっしゃる方は、繊維關係の方が多いのであります。ぜひこれはお願ひしておきます。それに関連してお気づきの点があつたら、幸い一部改正が出ておりますので、私は、中小企業安定法もついでに

改正してやらなければならぬのじやないかと思ひますので、案裏裏を一切御存じの秋山さんにはい知恵を貸していただいて、安定法もついでに改正していただくように、特にお願いしておきます。

○秋山政府委員 私、先ほどの南先生の御質問の趣旨を多少取り違へておつたところがあつたと思ひます。特殊の銘柄については、確かにお話のようないふことがあり得ることは、私も承知しております。きわめて例外の場合だといふふうには心得ております。一般的にそれが中小企業を圧迫するような形に於いて行われる場合、それが取引法三訂然ならぬから、われわれは黙つておらなければならぬとは考へておりませんので、この点だけは、特に誤解していただきませんように、お願いしておきます。

それから、ただいまの生産調整の問題でございしますが、これは実は安定法の改正問題のときにもいろいろ検討いたしました。法規的に見ます場合、今回の安定法の改正は、私どもの目で見ました範囲においては、ほとんど漏れた部分はない。こまかい点は別として、根本問題として考へられたいところは、二応盛つたつもりでございまして、ただ先ほども、どなたでござい、御意見がございましたが、協同組合との關係においては、実は片方は古い歴史を持つており、しかも建前として違つた態度をとつておるといふこと、どうも時日の關係上、今回の改正までに研究が終りませんでした。その点の關係だけは、残念ながら今回の改正に盛り込まれませんでしたけれども、これは引き続き検討を続けていきたいと

思ひます。また、先ほどの南先生の御質問の趣旨を多少取り違へておつたところがあつたと思ひます。特殊の銘柄については、確かにお話のようないふことがあり得ることは、私も承知しております。きわめて例外の場合だといふふうには、心得ております。一般的にそれが中小企業を圧迫するような形に於いて行われる場合、それが取引法三訂然ならぬから、われわれは黙つておらなければならぬとは考へておりませんので、この点だけは、特に誤解していただきませんように、お願いしておきます。

思っております。その以外の点については、今度の改正でおよそ希望点はほとんど網羅されたと考えております。今の生産調整の問題についても、実はこれは実行上の問題、いわばわれわれが実施いたします上での問題が主でございますから、私どもももちろん中小企業者の利益を擁護するということが日夜働いておるわけでございます。その点において、何ら責任を怠つておるとはみずから考えておりませんけれども、実際問題として、役所として業界にある決定的意思表示をするという場合には、やはりそれ相当準備も調査もしなければならぬ。また業界の態勢なり、あるいは近い将来でのその成り行きなりについての大小の見通しは、やはり持たざるを得ない。希望があればすべて許すということは、そう簡単にも参りかねる事情であります。人数が足りない等の関係から、事務的におくれている場合がありますことは、まことに申しわけないのでございますが、われわれとしては、誠心誠意できる限りの努力を傾けてやっておりますのでございます。ただいたしたくをすべからざることはわれわれとしても職責上必ずしもそうばかりはいかない場合もございます。しかしそれが百点でなければ許さぬというふうにかたく考えているつもりは毛頭ないのでございまして、やる以上はせめて及第点をとりたいという程度のところ、私どもの偽らざる気持でございます。従つて従来いろいろ問題がございましたときには、押し返してもう一べんこういう点を検討してもらいたいというようなことで幾たびかやりとりもございしますが、いわばこれはお互いの立場の差

からくる検討の視点の差というふうな問題が主でございます。決してそれをつぶすためにやつてゐるつもりは毛頭ないつもりでございます。この点は御了察をお願いしたいと思います。

○南小委員 大体御意見を拝承いたしまして非常に安心したのであります。輸出に關係いたしまして特殊の銘柄だと秋山さん言われたのですが、大体メーカー協定をするようなものは、マフラーの一万本や五千本のためにメーカー協定をするなんというのは、これこそレア・ケースである。ほんとうに競争があつてダンピングをすることから守らねばならぬというふうなもの、名前は特殊銘柄とは申しませんが、日本の市場において相当たくさん競争相手があり、売れるものについて安売りをすること、メーカー協定が要る。輸出の協定が要るといふ結論になる。五千本や一万本のマフラーが売れるような場合は、こんなものは売れずしてしまふ競争相手もないのですから、わざわざ輸出協定などする心配はないのであります。ですから、名前はそうなつておりませんが、実際は非常に大きな取引量に達し、値くずしのおそれのあるものについての生産協定であり、輸出協定である。ですからこの点秋山さんはうまいこと答弁されましたが、実際はなかなか大きな問題で、調整組合あたりなかなかそれを大問題としがちであり、なりがちなんです。

それからこれは私が申し上げなくてもあなたは十分おわかりだと思つておりますが、輸出関係ということに於いて参りますと、内地だけのものでは輸出がな

いというふうなもの、ないとは申しませんが、非常に少いのであります。

輸出があるとともに内地に出るといふので、なかなかむずかしいのであります。二重価格の問題が出、あるいはいろいろな品質の不均衡の問題が出る。そういうふうなことで参りますと、今度の輸出取引法の改正と申しますものは、独禁法のほんとうの骨抜きだと思つておられる。そこまできるとすれば、安

定法に關する限りは、一番最初に、この法律に基いてやるものは思ひ切つておいていくらいにきてゐるようになつておる。秋山さん、そこまできなかつても、安定法は最近にできた法律ですから、手が込んでおります。ああいうものをのけるにどういう御意見ですか。審議会にかけるとか、それからいろいろむずかしいのがあります。輸出に關係することは審議会にかけなくてもよろしい。二十日ほどたつたらもう認可があつたものとみなすくらいまでやつてもけっこうだと私は思つておるのですが、どうですか。

○秋山政府委員 ただいま安定法と独禁法との關係についての御意見をお伺いたしました。大体私も同感であります。ちょうど今公取の坂根さんが見えました。安定法について独禁法を動かす問題に關しましては、おそれなく私も坂根さんとその意見の食い違ひはないと思つておる。また中小企業に關しまして、独禁法上個々の特殊の場合

は別といたしまして、安定法なりあるいは協同組合法なりの運用の仕方がよろしくないといふことで、公正取引委員会とわれわれの意見が食い違つたといふケースは、私の記憶には実はないわけでありまして、私自身も中小企業者といふものは、その地位の弱さなりあ

るいは数の多さなりといふことから、およそ独占といふことは事実上起り得ない階層であるといふくらいまで考へておられます。そういう意味でもし御心配があるとすれば、これは決して御心配下さる必要はないと申し上げてよろしいかと思つておる。御注意の点もございまして、取引法の運用上の問題につきましまして、私どもまた中小企業者の立場を代表して遺漏のないようにならばつて参りたいと思つておる。

○南小委員 幸い公取のどなたかがおいでになつたのであります。一つだけこれは一般的なものをお聞きしておきたいと思つておる。輸出取引法の一部改正について先ほどいろいろお聞きしたのであります。今度はいわゆるメーカー協定といふものが出来ることになつた。そのメーカー協定はいずれ横田君に私聞きませうけれども、これは非常に大きな法律改正だと思つておる。今でも一軒のメーカーと輸出組合とが協定をすることは、別に独禁法違反ではないと思つておる。ところが今度の改正において、何軒か知らぬが、メーカー輸出組合と輸出に關係することについては協定ができるというふうになるのだと思つておる。輸出といふことの制約ももちろんあります。もつともこれは認可がかけられておる。いわゆる独禁法と正面衝突するような部門は認可しないのだといへばそれまでのことではあります。認可しないといふことになると輸出振興を阻害することになつて、これは非常にむずかしい問題であります。そういうことを考えられてあの法律が出たのか、いずれもう一べん正式に委員会にお聞きしますが、これは特定のメーカーを輸出組合とは、輸出に關係

して約束しても独禁法違反にならぬと思つておる。なぜかといつたら、それは独占形態ではない。そうでしよう。ところが独占形態で独禁法に違反するといふことになれば、日本の過半数の生産業者と輸出組合と協定して輸出するから独禁法違反になる。ところが今度それが出来るというのです。ただしそれは輸出振興という見地からいって、そういう場合に、一体どういふ立場において一軒々々、たとえば六割なら、六割、七割なら七割くらいの生産実績を持つておる会社と個々に輸出組合が協定をするのか、それとも組合法の適用も受けず、法人格を持つてない、いわゆる実力だけの団体と協定してもいいのか、そこまできると御研究になつておるかどうか、これは研究しておいておる。どうも、これは研究しておいておる。どうも、これは研究しておいておる。どうも、これは研究しておいておる。

○坂根説明員 ただいまの御質問はなかなかむずかしい問題かと思つておる。今度輸出取引法の改正については、通産省といふ御相談申し上げました。かような政府提案になつたような次第であります。私どももいたしましては、輸出振興の点から、独禁法に對しましては、波打ちぎわから向うの協定、輸出業者の協定は、国内の取引に關する影響が非常に少いという点で、これは大幅に独禁法の緩和をしてゐるわけでありまして、輸出取引法は、獨禁法を緩和した一番初めの法律でございます。その次には安定法という場合に、獨禁法の本質からいいますと、ある程度それ固有の産業の状況において問題がある点は、獨禁法と調整しながら今日まで緩和といひますか、そ

ういうことでやっております。ただいま南先生のお話のように、生産業者の協定は、今回政府提案の原案では、一応通産省の認可を願って公取の同意という事になっておりますが、これとても問題の重要性その他から考えまして、いわゆる独禁法における国内事業分野における関連の事業者あるいは消費者に対して、その生産業者の輸出に關する協定が非常に大きな影響を与えない限りは、おそらく同意をしてくという建前をとっているかと思ひますが、運用上から申しますと、私も、今回の輸出取引法の制限においては、まかなつていけると考へております。

○南小委員 私の質問があまり遠回し過ぎておわかりにならなかつたかと思ひますが、私の聞いていたのは、輸出という制約はあるが、その輸出ということであるならば、メーカーだけで、相当内地の關係でも過半数の生産実績を持つて居る業者が協定を結んでも獨禁法の違反ならぬということが、この輸出取引法改正の趣旨である。つまり輸出業者とメーカーとの協定にあるのではない。それは波打ちぎわから内外的場合には別だ。波打ちぎわから内外的場合には、今までは事いやくも過半数の生産実績を持つて居る業者が協定したら、獨禁法の違反になりませんが、今度輸出に關する限りは百パーセント協定を結んでも獨禁法の違反に認可されなければならぬということですね。一種の法人格のない隠れたる匿名カルテルを認めるということだ。そこまで割切つてああいふ協定ができたのか、それを聞いています。そこまで割切つてああいふ協定ができたなら

ば、安定法もバランスをとつて、ごたごたした制限をみなとつて、輸出入に關する限りは、公取の同意さえあればいいが、認可をもちろんひつつかからせませんが、やつてやる必要がないかという事をあなたに聞いています。

○坂根説明員 ただいまの問題は、要するに輸出入取引法の場合ならば、輸出だけ切り離して輸出それ自体の問題で、結局生産業者の協定でも、国内との關係なくして輸出それ自体の問題であるならばどうかということになります。これは、これはおそらく現実的にどういふものがあつて得るかどうかがよく存じませんが、そういうことを考へていけば、それ自体は獨禁法の問題ではないのではないかと考へます。安定法の方もあるいろいろお話がありましたけれど、先ほど秋山振興部長が言われましたように、私も、中小企業の立場は十分承してあります。そして南先生からこの法案を一番初めに見せていただいたことを私記憶しておりますが、その際に十分われわれの立場も話し合ひいたしました。今できておる段階でも、中小企業者にそう無理のない格好で運営されているのではないかと、こゝろ私に考へております。

○永井小委員 首藤新八君。○首藤新八君 私は振興部長と公取委の經濟部長さんによつてお尋ねいたします。今同僚の南君から、現在の行き詰まつた經濟状態のもとで、中小企業が深刻な不況にあつておる。それを打開するためにいたすに法規法令に拘泥することなく、もう少し実態に即するような方法をとつたらどうかという

南君の質問に対して、私は全く同感です。以下私が質問しようと思ひましたのも、これと大体同じ思想に立つた内容であります。われわれがこの安定法を立案いたしましたのは、この自由經濟下において、いろいろの重圧のためにある業界が非常な過當競争に陥らざるを得ないような事態に立ち至つた。このまま放任いたしますれば、この業界の共倒れは、ひいては日本全体の經濟に大きな悪影響を及ぼすおそれがある。端的に申し上げますならば、これは一人の病人であります。従つてこの病人を安定法という病院に入れて、その病状を安んずるべきである。そしてそれがなかつたならば自由活動できるような方向に持つていきたい。すなわちこれが日本の經濟の實態から見ても、極めて適切な措置であり、かくしなればならぬという實は強い信念のもとにこの安定法を立法したのであります。以来この安定法は漸次修正されて、当初よりもよほど實態に即してきましたことは、われわれも非常に喜んでおるところであります。同時に、特に当時最も法的解釈に忠実であつたと申しますか、非常に強義に解釈されておつた公取が、その後漸次廣義に解釈されて、そうして實態に即するような方向に出てきたことは、これは何と申してもこの日本經濟界のために公取の方針と態度に敬意を表してもいい。特に今回の輸出取引法に対して公取の与へた了解は、これは近來にない大きなヒットである。公取がここまで進んできたかと、私たちはいささか驚きもし、またそれだけ強い敬意を払つておるのであります。どうか今後とも日本の經濟の實態に即するようになり、し

やくし定木な解釈をせず、それによつて中小業者あるいは広く日本經濟が堅実な發展ができるような方法をとつてもらいたいということをまず私は希望しておきたいのであります。

そこで私が今日質問したいと考へますのは、御承知の通り、いわゆる現在の中小企業という定義であります。これは資本金が一千万円以下で従業員が三百人以下であるという一つのラインが引かれておる。ところが、この三百人以下という従業員は、資本的に見ればはるばる中小企業でありながら、その製品の操業過程の内容といひまて、いわゆる手工業に属するものは、企業の内容は中小企業であるけれども従業員は三百人ではおさまらぬ。四百人、五百人もいるというものが非常に多々あります。しかもこれらの業界はやはりごたごたに漏れず、この深刻なデフレ經濟の圧迫によつて、どうにもならぬ。一日も早くこの安定法を適用したいという強い要望を持つて居る。申請しようと思ひながらこの制約が壁になつて、どうしてもこれが適用できない。しかもこれがために病氣はだんだんと重くなつていって、どうしても何とか早くしていただかなければ死んでしまふという状態に実は置かれておるのであります。よつて私は先般、幸ひこの安定法が修正されるからこの機会に三百人以下というのを特殊の産業に対してはこの限りにはあらずという例外措置を設けるか、あるいは一足飛びに三百人を五百人に引き上げるとかいう方法をとるべきである、かように考へて、企業庁とも相談したのであります。企業庁の方は振興部長の先ほどの解釈のような思

によつて、なかなかかたい解釈をされておる。また同時に實際において安定法を修正いたしますれば、協同組合法とかあるいはまた金融公庫法であるとか、いわゆる中小企業の定義を同じくしておるものもろの法案をことごとく修正しなければならぬ。この国会では先般協同組合法並びに公庫法を突は修正したのであります。そのときにはこれは問題にならなかつたので、今さらこれを再び修正するということもどうかという御意向もありません。その点は一応理解できるけれども、片一方の病人は理解できたというだけで放任できない。一日放任すれば一日その病人は重くなるのであります。ですから、どうしてもこの際暫定的な適正な処置をもつて、そうしてこの混乱しておる業界が一日も早く安定法を適用されるような処置を講ずべきではないか、実はかような考へ方を持つておるのであります。

一例を申し上げますればゴム工業であります。申請しようと思ひながらこの制約が壁になつて、どうしてもこれが適用できない。しかもこれがために病氣はだんだんと重くなつていって、どうしても何とか早くしていただかなければ死んでしまふという状態に実は置かれておるのであります。よつて私は先般、幸ひこの安定法が修正されるからこの機会に三百人以下というのを特殊の産業に対してはこの限りにはあらずという例外措置を設けるか、あるいは一足飛びに三百人を五百人に引き上げるとかいう方法をとるべきである、かように考へて、企業庁とも相談したのであります。企業庁の方は振興部長の先ほどの解釈のような思

によつて、なかなかかたい解釈をされておる。また同時に實際において安定法を修正いたしますれば、協同組合法とかあるいはまた金融公庫法であるとか、いわゆる中小企業の定義を同じくしておるものもろの法案をことごとく修正しなければならぬ。この国会では先般協同組合法並びに公庫法を突は修正したのであります。そのときにはこれは問題にならなかつたので、今さらこれを再び修正するということもどうかという御意向もありません。その点は一応理解できるけれども、片一方の病人は理解できたというだけで放任できない。一日放任すれば一日その病人は重くなるのであります。ですから、どうしてもこの際暫定的な適正な処置をもつて、そうしてこの混乱しておる業界が一日も早く安定法を適用されるような処置を講ずべきではないか、実はかような考へ方を持つておるのであります。

よつてこの際いたずらに法案に拘泥することなく、經濟の實態に重点を置いて、法律の解釈もなるべく広義に解釈するような方法をとつていただきたい。ちょうど公取が今回の輸出取引法に臨んだあの思想をもつて、今後この企業に對しては多少の欠陥がありましてもすみからすみまでせんざくすることなく、大体において条件に合致しておることが認められれば、たならば、私はこれはちゅうちよなく許可してもらいたい。そして、そういう業界が一日も早く安定法を適用するような方策をとつていただきたいという考え方を持つものであります。これに對してまず振興部長並びに公取がどういうお考えを持つておるかをお伺いしたい。

○秋山政府委員 中小企業の定義の問題でございます。現在は、資本金は別といたしまして、従業員数は三百人というところを一応の基準にいたしておられます。中小企業に關する各種の法規ほとんど全部その線です。ところが、これに別の特に理由があつて三百人という線が定められたというふうには承知いたしておられますが、従来相当長い間にわたつてその基準が一つの目安になつておる。安定法を作り出した際も、協同組合法あるいは信用保険法というふうなものにならつてやはり三百人という線を一応きめたわけでありまして、しかしこれは、たとえばアメリカあたりの一〇〇〇は小企業法でございますが、小企業法を見ますと、業種別にそれぞれ制限を付してやつておられます。つまりむしろ實態に即して従業員数に差をつけた段階的なきめ方をしておるといふよう

な例があるわけでございます。ただこの例は、御承知のアメリカの小企業法、スモール・ビジネス・エージェンシーが軍需品に對しての発注をいたします場合、その発注の相手をきめる一つの基準というふうな形で定められた人数でございます。現在日本の各種の中小企業關係の法律がきめておられます。基礎とは基礎の性格がやや違つておられますが、とにかくそういう例はございます。従つて理論的には当然そういうふうなきめるべきであらうかと思つておられます。御承知の中小企業金融公庫法を作り出す場合も、鉱山關係におきましては千人とかいふような例外を設けておられます。これは例外とわれわれは考へておるわけですが、すでにそういう前例もないわけではございません。ので、できればそういうふうな業種別に實態をにらんで、これは中小企業である、これはそうじゃないというふうに分けるのが、本来理論的には正しい、これは私もそう心得ておるわけでございます。ただ日本は中小企業關係の問題が非常に多いのでございまして、その研究がなかなかまとまつてできにくい、それをやり出しますと大へんな手間がかかるということから、いわば私もそこまで手が伸びずる現在のような非常に常識的な、いわゆる腰だめという形で三百人、一千万円というふうな線が定められておるわけでありまして、従つて私もこれを固執するつもりは毛頭ないわけでございます。できれば今申しましたような實態に即したきめ方を望みます。時間がかりそうですが、これは相当な時間がかかりそうだと、その時間はわれわれにも一つお許しを願いたいとい

いうふうな考へておるわけでございます。先ほども例が御出ましたが、これはまさに御説の通りの適例なんではないかと。ほとんどが手で作られる、従業員数は非常に多いのでありますけれども、その一人々々のやつておる作業はほとんど機械らしい機械にはついていないで、手先の仕事一本でやつておるといふような形でございます。ただいま設立に關しての九条の問題が御出ましたが、これはある基礎的なところまで掘り下げない、現在あります案での解釈から、現に申請されておる組合は九条に適合し得るといふ判定がなされたので、近くこれは設立される見込みでございます。來將そういう愛いを断つためには、確かにその基準についてもう少し突つ込んだ研究をすべきであるといふことを痛感いたしておる次第であります。ただこれは単に法律關係のみならず、実は各種の統計も背からいろいろございしたのでばらばらでございますが、御存じのように、中小企業關係は非常に統計に乏しいために、私も何かな数字的な根拠になるような資料をほしいと思つて、あれこれ研究しておるわけでございます。いろいろな切り方をいたしておられます。簡単に例を申し上げさせていただきます。

○永井小委員長 秋山君に申し上げますが、本會議が始まつて採決をしますので、早目に、簡略に願います。

○秋山政府委員 たとえば總理府でやつておられます事業所統計は二百人といふところで一応区切りをつけておられます。これは私も非常に利用価値が薄いのので特に申し入れをして三百人に切りかえをしてもらつたといふような例もございました。つまり三百人に動かすといふことは、關係の法律だけを直せばよろしいという問題ではない、このほかの統計についてまで研究を及ぼしていかなければならぬといふような問題があつたといふことを申し上げておきます。

○坂根説明員 だいま首藤先生の三百人の問題は、秋山君から御説明いたしましたように、私も理論的にはその考へておられます。そして公取の最近の態度をおほめになりましてわれわれも恐縮いたしましたわけですが、ゴムホース、ゴムはきものにつぎましては、だいま秋山振興部長が言はましたように設立を認めております。私もそのように聞いております。私どもそのように聞いております。私どもは、あとの調整規程の問題はこれまた法令の解釈によつて十分理解ある態度で臨みたいと思つております。

○首藤新八君 だいま御両者の御答弁で私も満足いたしました。今後各業種別の申請が業界からあつた場合に、ぜひそういう方針でやつてもらいたいといふことを申し上げておきます。

そこで私たちは今度の安定法に對しましては、近い將來において全面的に三百人とか五百人にする、あるいは特別を設けるというふうな附帯決議を用意しておるのであります。従つて以上申し上げたことは、暫定措置としてそういう方針でやつてもらいたいといふことを申し上げたわけでありまして、同時にもう一点念のために質問しておきたいと思つておられるのは、二十九条第一項であります。ここに「大部分」といふような抽象的な文字を使つてあり

ます。これは今日まで公取の方では大部分とは七五%以上である、あるいは第二項に「極めて少い」とありまして、そのきわめて少い標準は一〇%以下である、これはアウトサイダーの場合を目安にしておるといふことを聞いておるのであります。この調整組合の核心は何といつても二十九条であります。従つてだいま申し上げましたようなことで許可していただいた場合には、二十九条発動の申請があつた場合、あまり小さい問題に拘泥することなく、大局に着眼されて、いわゆるケース・バイ・ケースと申しますか、業界の實態に即するような方針でちゅうちよなくそれを許可していただきたいと考へるのであります。これに對して御両者の御意見をあわせて承つてみたいと思つておられます。

○秋山政府委員 大体同感でございます。私もあまりそれを機械的に運用することはいかぬ、實態に即して目的を誤まらないように運用して参りたいと考へておられます。

○坂根説明員 だいまのお話の中に七五%とかいふようなお言葉が出たようにございまして、それは何かのお間違ひの情報かと思つておられます。私どもはだいま秋山さんが言つたように、何も機械的にそういうことを考へてはおりません。おっしゃつたようにケース・バイ・ケースといふことでやつていきたい、こう思つておられます。

○永井小委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会